

吸收分割に係る事前開示書類

2024年10月22日

株式会社レゾナック・ホールディングス

クラサスケミカル株式会社

2024 年 10 月 22 日

吸收分割に係る事前開示書類

(吸收分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項
吸收分割会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
株式会社レゾナック・ホールディングス
代表取締役社長 高橋 秀仁

大分県大分市大字中ノ洲 2 番地
クラサスケミカル株式会社
代表取締役社長 福田 浩嗣

株式会社レゾナック・ホールディングス（以下「甲」といいます。）及びクラサスケミカル株式会社（以下「乙」といいます。）は、2024 年 10 月 22 日付で吸收分割契約書を締結し、効力発生日を 2025 年 1 月 1 日として、甲がその営む石油化学事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸收分割（以下「本件吸收分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件吸收分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸收分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号及び第 192 条第 1 号）

乙は、本件吸收分割に際して、甲に対し、本件吸收分割の対価として、乙の普通株式 1,000 株を交付します。

甲及び乙は、両社の財産及び事業の状況、本件吸收分割の効力発生時点において乙が甲の完全子会社であること、その他諸般の事情を総合的に考慮し、協議・検討を行った結果、上記の事項が相当なものであるとして合意しました。

本件吸收分割に伴い増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額については、本件吸收分割後の資本政策にかんがみ、会社計算規則及び公正な会計基準に従って配分する方針です。

3. 本件吸収分割の効力発生日に行う剰余金の配当等に関する事項（会社法施行規則第183条第2号及び第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社（乙）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号、第192条第6号）

- (1) 会社成立の日における貸借対照表の内容

別紙2に記載のとおりです。

- (2) 会社成立の日以後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 会社成立の日以後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社（甲）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第5号、第192条第4号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

甲は有価証券報告書及び半期報告書を東京証券取引所に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又は甲の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

[有価証券報告書_20240326.pdf \(resonac.com\)](#)

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

甲の完全子会社である株式会社レゾナック（以下「REC」）は、2024年7月1日付で、会社分割（吸収分割）により REC のハードディスク事業に関する権利義務を REC の 100%連結子会社である株式会社レゾナック HD 山形（現株式会社レゾナック・ハードディスク）に承継させました。

また、REC は、REC が直接的又は間接的に発行済み株式の 100%を保有する、再生医療事業を手掛ける Minaris Regenerative Medicine, LLC、Minaris Regenerative Medicine GmbH、及び Minaris Regenerative Medicine 株式会社の全株式を Altaris, LLC がサービスを提供するファンドに譲渡する株式譲渡契約を、2024 年 10 月 3 日付で Altaris との間で締結しました。なお、本契約に基づく株式譲渡の効力は、株式譲渡契約に定める前提条件が満たされ次第、2025 年第 1 四半期に発生する予定です。

7. 効力発生日以後における吸収分割会社（甲）の債務及び吸収分割承継会社（乙）の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条 6 号、第 192 条第 7 号）

（1）吸収分割会社（甲）の債務の履行の見込みに関する事項

甲の 2023 年 12 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,559,808 百万円及び 1,093,179 百万円です。甲において、上記の日から本書面作成日現在に至るまで、上記 6 で記載した事項以外に資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本件吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、上記 6 で記載した事項を考慮しても、甲においては、本件吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本件吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における甲の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

（2）吸収分割承継会社（乙）の債務の履行の見込みに関する事項

乙は 2024 年 8 月 1 日に設立され、設立時の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1 円及び 0 円であり、資産の額が負債の額を上回っています。

乙において、上記の設立日から本書面作成日現在に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本件吸収分割の効力発生日に至るまで、資産及び負債の額に大きな変動をもたらす事象は生じない見込みであるため、乙においては、本件吸収分割の効力発生日以後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。

また、本件吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上を踏まえ、効力発生日以後における乙の債務の履行の見込みがあるものと判断いたしました。

8. 吸収分割契約等備置開始日後、本件吸収分割の効力発生日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び第192条第8号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

別紙1（吸収分割契約書）

吸収分割契約書

株式会社レゾナック・ホールディングス（以下「甲」という。）とクラサスケミカル株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む石油化学事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、本事業に関して有する第3条（権利義務の承継）第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本件分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)甲：吸収分割会社

（商号）株式会社レゾナック・ホールディングス
（住所）東京都港区東新橋一丁目9番1号

(2)乙：吸収分割承継会社

（商号）クラサスケミカル株式会社
（住所）大分県大分市大字中ノ洲2番地

第3条（権利義務の承継）

乙が本件分割により甲から承継する資産、契約その他の権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。但し、法令、条例、行政指導、契約上の合意等の理由により承継ができない場合には、承継する権利義務に該当しないものとする。

第4条（商標の使用許諾）

- 甲は、本件効力発生日から1年間、乙に対し、甲がレゾナックブランドの商標（以下「本件商標」という。）を有している国及び地域において、乙が取り扱う製品（本件効力発生日までに取り扱っていた製品に限る）のために本件商標を使用するための非独占的な通常使用権を許諾する。但し、この使用権には再使用許諾は含まれないものとする。
- 甲は、本契約に基づき本件商標の使用を許諾された乙の製品に関して、乙の取引先又は顧客に対して、本件商標を行使しないものとする。
- 乙は、本契約に基づき本件商標を使用するに際して、本件商標に化体した甲の業務上の信用を損なうことのないよう、善良な管理者の注意を払うものとする。また、乙は、甲

の事前の承認を得た態様でのみ本件商標を使用するものとする。

4. 第1項の規定にもかかわらず、本件効力発生日から1年間経過後、本件商標の使用を継続せざるを得ない事由が生じた場合には、乙は物品及び乙のブランドへの切替計画を明示した上で甲の承諾を得た場合に限り、本件商標の使用を継続することができるものとする。なお、乙は当該切替完了後、甲に対し速やかに完了報告をすることとする。

第5条（本件分割の対価）

乙は、本件分割に際して、甲に対し、承継対象権利義務に代わる対価として、乙の普通株式1,000株を交付する（以下「本件対価」という。）。

第6条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本件分割により増加する乙の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第37条又は第38条に定めるところに従って、乙が適当に定める。

第7条（効力発生日）

1. 本件分割が効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2025年1月1日とする。但し、本件分割は、株式会社レゾナック（以下「REC」という。）と乙との間で締結する2024年10月22日付「吸收分割契約書」に基づくRECを吸收分割会社、乙を吸收分割承継会社とする吸收分割の効力が発生していることを停止条件として、その効力が発生するものとする。
2. 甲及び乙は本件分割の手続き上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙間で別途協議決定して、本件効力発生日を変更することができる。

第8条（分割承認総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、本件効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する乙の株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求めるものとする。

第9条（競業避止義務の免除）

甲は、本件分割の効力発生後においても、乙に対して、会社法第21条第1項に定める競業避止義務を負わないものとする。

第10条（条件変更及び解除）

本契約締結後から本件効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らか

となった場合、又はその他本件分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（本件分割の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 7 条（分割承認総会）第 2 項に定める乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ捺印の上、各 1 通を保有する。

2024 年 10 月 22 日

東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

甲：株式会社レゾナック・ホールディングス
代表取締役社長 高橋 秀仁 印

大分県大分市大字中ノ洲 2 番地

乙： クラサスケミカル株式会社
代表取締役社長 福田 浩嗣 印

別紙

承継対象権利義務明細

本件効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2024年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産（本件事業に係るものに限る。）

土地

2. 負債

なし

3. 契約（雇用契約を除く。）

なし

4. 雇用契約

なし

5. 許認可等

なし

6. 知的財産権

なし

7. その他

前各項のほか、甲及び乙が別途協議して合意したものは承継対象に含めることができるほか、除外することもできる。

(以下余白)

別紙2（吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

2024年8月1日現在

貸 借 対 照 表

単位：円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	0
現 預 金	1	固定負債	0
固定資産	0	負 債 合 計	0
		(純資産の部)	1
		株主資本	
		資 本 金	1
		評価・換算差額等	0
		純 資 產 合 計	1
資 產 合 計	1	負債及び純資産合計	1